明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業九）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十六年度第三・四半期予算使用の状況（内閣）　四
平成二十六年度第三・四半期国庫の状況（同）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
公示催告、除権決定、破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係　九
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　九
会社その他
会社決算公告　九

省　令

○経済産業省令第九号

電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月四日

経済産業大臣　宮沢　洋一

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二の次に次の三条を加える。

（卸供給事業者の届出）

第四十五条の三　法第二十八条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二の卸供給事業開始届出書を提出しなければならない。

2　法第二十八条の二第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　卸供給事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

二　事業開始年月日

3　法第二十八条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一　当該届出が法第二十八条の二第二項第一号に係るものである場合　様式第三十一の三の卸供給事業変更届出書

二　当該届出が法第二十八条の二第二項第二号に係るものである場合　様式第三十一の四の卸供給事業廃止届出書

三　当該届出が法第二十八条の二第二項第三号に係るものである場合　様式第三十一の五の卸供給事業休止届出書

4　法第二十八条の二第二項第三号の経済産業省令で定める場合は、卸供給事業を休止した場合とする。

（特定自家用電気工作物）

第四十五条の四　法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める要件は、その出力が千キロワット以上である発電用の自家用電気工作物（太陽電池発電設備及び風力発電設備を除く。以下「特定自家用電気工作物」という。）であることとする。

（特定自家用電気工作物設置者の届出）

第四十五条の五　法第二十八条の三第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の六の特定自家用電気工作物接続届出書を提出しなければならない。

2　法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　特定自家用電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

二　逆潮流防止装置（特定自家用電気工作物の発電に係る電気を、一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路に送電できないようにするための装置をいう。以下同じ。）の有無

3　法第二十八条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一　当該届出が法第二十八条の三第二項第一号に係るものである場合　様式第三十一の七の特定自家用電気工作物設置者変更届出書

二　当該届出が法第二十八条の三第二項第二号に係るものである場合　様式第三十一の八の特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出書

三　当該届出が法第二十八条の三第二項第三号に係るものである場合　様式第三十一の九の特定自家用電気工作物が一般電気事業者の電線路と電気的に接続されている状態でなくなった場合の届出書